

令和 8 年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会 開催要領

1. 目的

2050 年ネット・ゼロに向け、令和 7 年 2 月に地球温暖化対策計画が改定され、2035 年度及び 2040 年度の新たな温室効果ガスの削減目標が設定されたところであり、また、エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す G X（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けて、G X 2040 ビジョンが閣議決定されたところである。

2050 年ネット・ゼロ及び G X の実現には、あらゆる分野、あらゆる主体における排出削減が必要であり、そのためには、国内での脱炭素分野への投資と、その結果生み出される脱炭素に資する脱炭素製品（サービスを含む。排出削減努力により、カーボンフットプリントの低減や削減実績量・削減貢献量の創出等が図られたものを想定。）が市場で積極的に評価されることによる需要創出の両輪が必要である。

現在、政府では、分野別投資戦略等に基づく先行投資支援が進められ、企業による投資が積極的に進められているところであり、こうした動きをさらに加速させ、中堅・中小企業含めたサプライサイドでの脱炭素に資する投資や調達先の選択を推進するとともに、そうした企業活動により生み出される脱炭素製品の消費者選択の促進し、需要を創出するための必要な施策を検討するため、「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」（以下「バリューチェーン検討会」という。）を開催し、中間とりまとめとして公表した。

この中間とりまとめにおいて早急に検討を要すると整理された事項として、排出削減価値を有する製品・サービスの評価・表示スキームの在り方が挙げられている。そこで脱炭素に資する取組により排出削減価値がある製品等の評価・表示スキームを検討するため、「令和 7 年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会」を開催し、制度の目的や評価の基準の方向性について議論してきたところ。

これまでの検討も踏まえつつ、排出削減価値を有する製品・サービスが評価され選択的に購買される仕組みを構築するために、評価基準の詳細や評価方法等に関する検討を深めることを目的として有識者で構成する「令和 8 年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、学識経験者・有識者からなる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、検討会の議事運営にあたる。
- (3) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (4) 公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終了後1ヶ月程度を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局・会議の庶務ともに、環境省地球環境局地球温暖化対策課が行う。必要に応じて、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。

以上